

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定(練馬区決定)

都市計画石神井公園駅南口西地区第一種市街地再開発事業をつぎのように決定する。

名 称		石神井公園駅南口西地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 0.6ha				
おおよび規模 公共施設の配置	道路	種 別	名 称	規 模	備 考	
		幹線街路	補助線街路第 232 号線	別に都市計画において定めるとおり	新 設	
		区画道路	区画道路2号	幅員 約 3.6m[全幅員 約 7.2m]、延長 約 50m	一部拡幅	
			区画道路8号	幅員 約 6.0m、延長 約 100m	一部拡幅	
	その他の公共空地	広場	広場2号	面積 約 110 m <sup>2</sup>	新 設	
建築物の整備	街区	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	高さの限度	備 考
	北街区	約 2,100 m <sup>2</sup>	約 29,800 m <sup>2</sup> [約 21,000 m <sup>2</sup> ]	住宅、店舗、公益施設 等	高層部:100m 低層部: 20m	
	南街区	約 400 m <sup>2</sup>	約 2,300 m <sup>2</sup> [約 2,200 m <sup>2</sup> ]		35m	
の 整備 敷地	街区	建築敷地面積	整 備 計 画			
	北街区	約 3,100 m <sup>2</sup>	・北街区において、駅西口と商店街をつなぐ歩行者用通路および街区の角に広場を整備することで、石神井公園までのにぎわいのネットワークを形成する。 ・道路境界から建物を後退させ、道路と一体化した歩行者空間を確保する。			
	南街区	約 500 m <sup>2</sup>				
参 考		高度利用地区内、地区計画区域内にあり				

「施行区域、公共施設の配置、街区の配置、建築物の高さの限度および壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

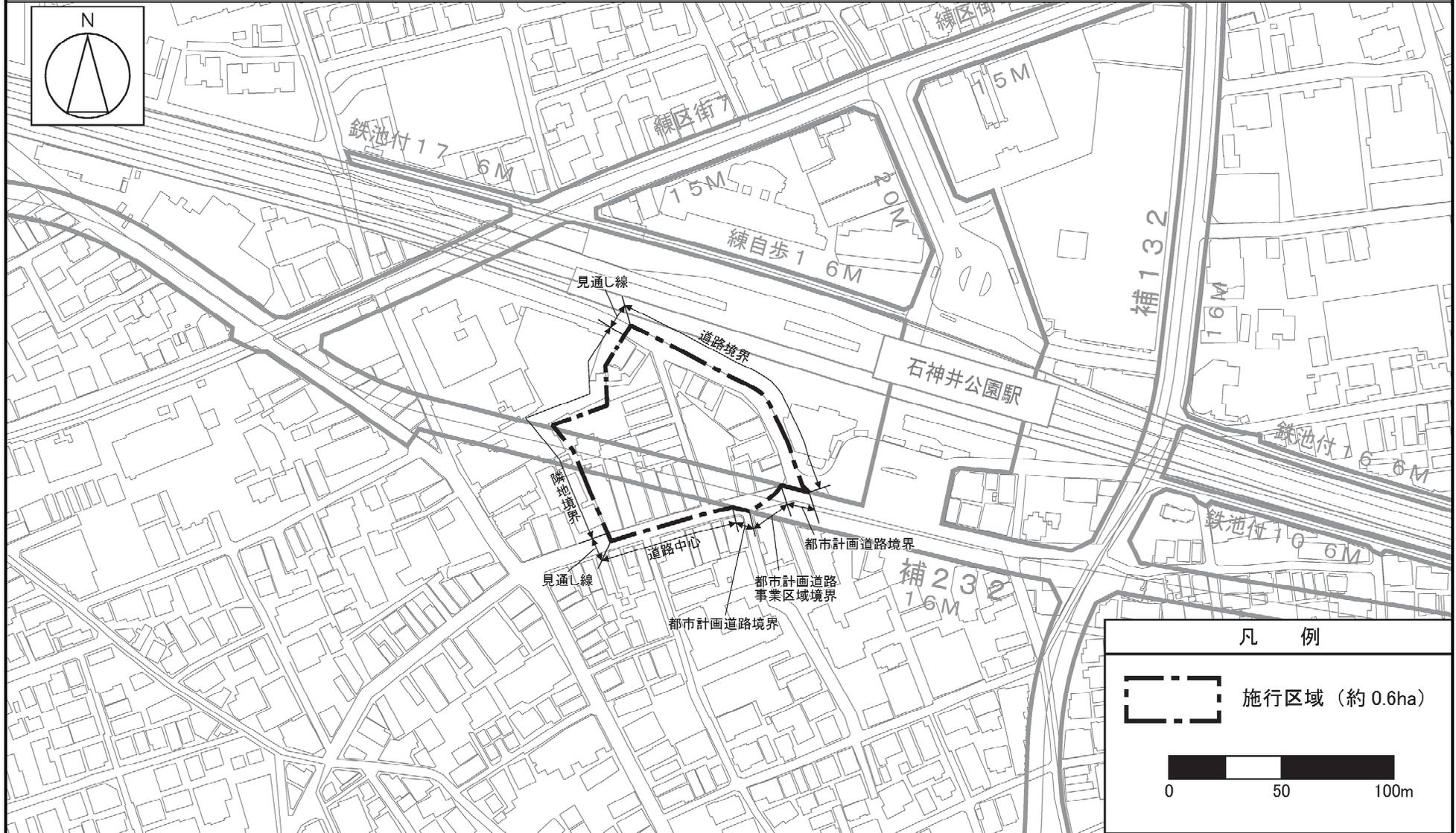
理 由

都市計画道路の整備と併せて、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、安全で魅力ある地域拠点を形成するため、第一種市街地再開発事業を決定する。

# 東京都市計画第一種市街地再開発事業

## 石神井公園駅南口西地区第一種市街地再開発事業 計画図1 (施行区域図)

[ 練馬区決定 ]



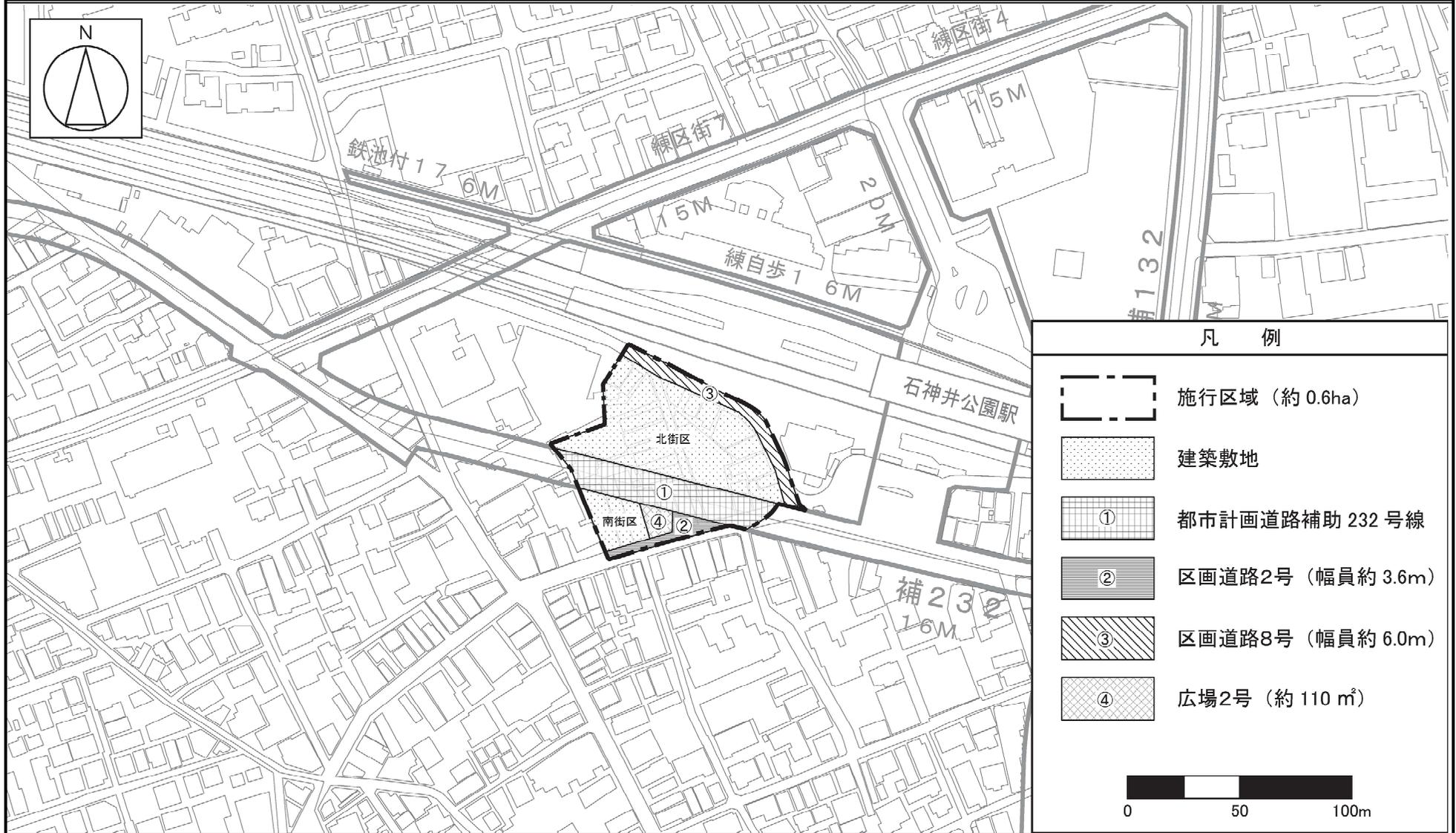
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ずる。

(承認番号) 2都市基交著第1号、令和2年4月1日 (承認番号) 2都市基交都第2号、令和2年4月16日 (承認番号) 2都市基街都第8号、令和2年4月17日

# 東京都市計画第一種市街地再開発事業

石神井公園駅南口西地区第一種市街地再開発事業 計画図2 (公共施設の配置および街区の配置図)

[ 練馬区決定 ]



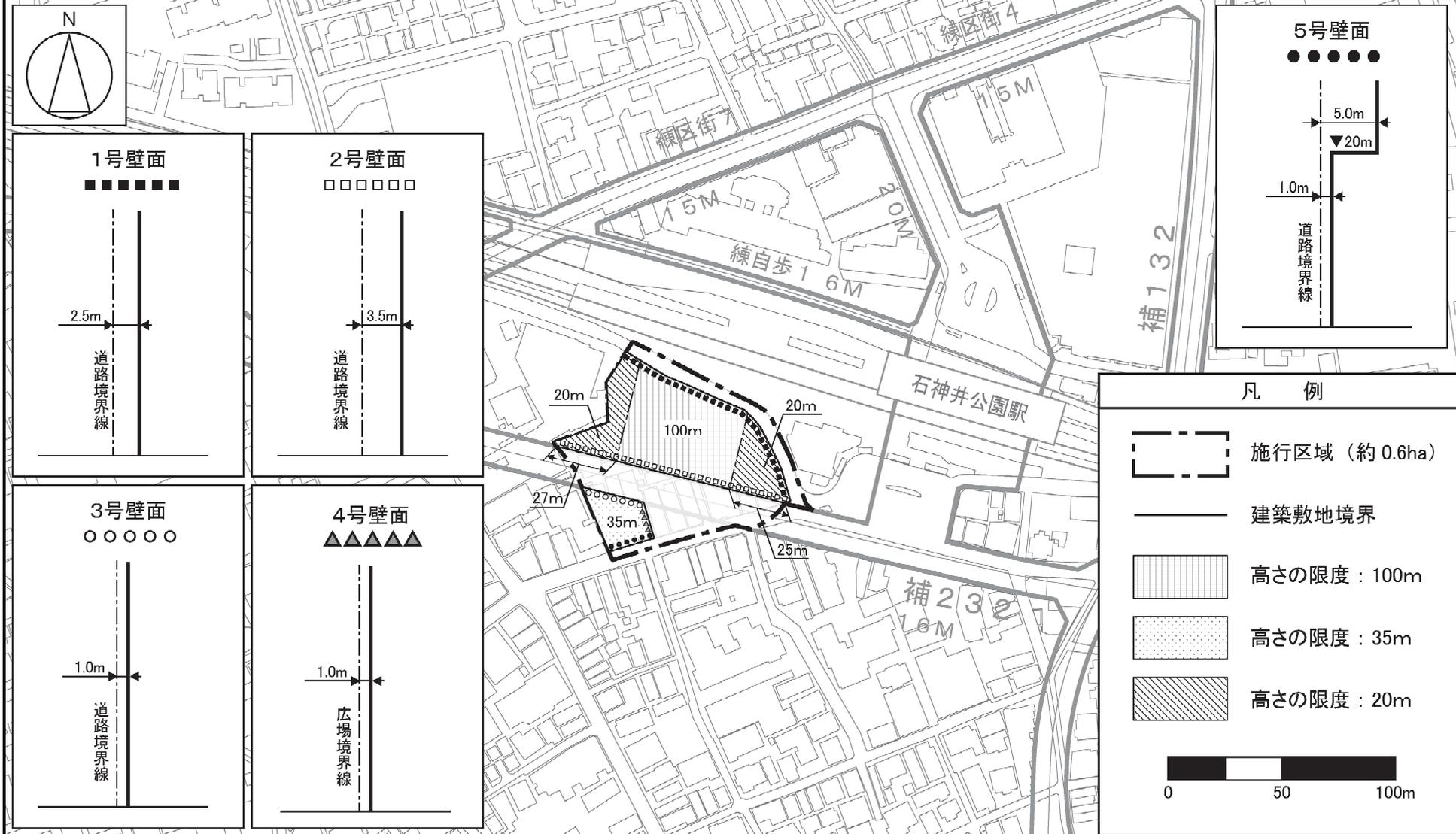
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ずる。

(承認番号) 2 都市基交著第 1 号、令和 2 年 4 月 1 日 (承認番号) 2 都市基交都第 2 号、令和 2 年 4 月 16 日 (承認番号) 2 都市基街都第 8 号、令和 2 年 4 月 17 日

# 東京都市計画第一種市街地再開発事業

石神井公園駅南口西地区第一種市街地再開発事業 計画図3 (建築物の高さの限度および壁面の位置の制限)

[ 練馬区決定 ]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ずる。

(承認番号) 2都市基交著第1号、令和2年4月1日 (承認番号) 2都市基交都第2号、令和2年4月16日 (承認番号) 2都市基街都第8号、令和2年4月17日